黥と渡来人

1 問題 促提起

ある。 渡来したのか、 いては、 渡来人の問題は、 渡来の事実については疑問の余地はないが、いつ、どこから 諸説が入り乱れ確定していない。 およびどのような人々が渡来したのかという点につ 日本の歴史文化の研究における重要なテーマで

南から日本列島に移住したということになり、 ており、稲作の起源は長江流域であることから、 ただし稲作の伝来は、渡来人の問題を解く重要な手がかりになっ 弥生時代前期あるいは縄文時代晩期であると一般に考えられて 渡来が始まった年代 渡来人は中国・江

化に伴い、少なくとも縄文前期後葉から縄文中期の段階に、 しかしながら、 考古学のデータの不断の増加と考古学の不断の深 日本列

> 地方で発見されていることから、渡来人の歴史を改めて検討するこ が現れたこと、特に入れ墨を特徴とする土偶が集中して東北・関東 島に突如として、大陸文化との関係が極めて密接ないくつかの要素 とが必要となってきた。

張

軍

訳:岡部孝道 従

して関東に入るルートである。第三は、中国の東北地方から朝鮮半 海に出て、 関東地方に至るルートである。 りあったと考えられる。 国の中原で黥(入れ墨)の刑罰を受けて辺境に追放されたり、集団 可能性がある。これらの人々は、主として黄河流域から渡来した で逃亡した罪人である。彼らが日本列島に進入したルートは、 人々であり、その顕著な特徴は入れ墨である、と考える。これは中 稲作が伝来する以前にも、 樺太を経由して南下して北海道に入った後、 第一は、 大陸の住民が日本列島に移住していた 第二は、 山東半島から朝鮮半島を経て直接 中国北方の黒竜江に沿って さらに南下

は粉食文化とこれと結びついたシャーマニズムの文化である。代の渡来人と異なり、縄文時代の渡来人が日本列島にもたらしたの島を経て、海を渡って関東・北陸地方に入るルートである。稲作時

触れ、早期の渡来人の歴史について簡単に探ってみたい。 以下、中日両国の古代の入れ墨の歴史と考古学のデータについて

2 中国の黥

では、黥に関する問題のみを探ってみたい。墨を施し永久に痕跡を残すものであり、紋面・紋身ともいう。ここ古代の中国では、黥と墨とは同義である。皮膚を突き刺した後、

民俗学の成果によると、入れ墨の現象は世界の各地において、かの習俗としてこれを保持し続けている。研究者は、入れ墨は一種のの習俗としてこれを保持し続けている。研究者は、入れ墨は一種のの習俗としてよれを保持し続けている。研究者は、入れ墨は一種の大れ墨をうけた後は、ある種の資格あるいは権力を取得し、氏族・社会の成員としてふさわしい待遇などを享受することができるようになるということである。

日常的に川や海や湖で魚を捕らえていることに関係して、入れ墨がているように、江南の呉や越の民族が「断髪文身」しているのは、「悪」のシンボルであり標識である。『漢書』などの文献に記録され中国の古い文献の記述や社会観念においては、入れ墨は一種の

水中の蛟竜の類を避け、身を守る魔除けの効果を持つと考えられていたからである。このことは、人が一度文身黥面した後は、凶悪なでさえも「断髪文身」した人間には敢えて近寄らないということがでさえも「断髪文身」した人間には敢えて近寄らないということがでさえも「断髪文身」した人間には敢えて近寄らないということができるも「断髪文身」した人間には敢えて近寄らないということが、外中の蛟竜の類を避け、身を守る魔除けの効果を持つと考えられて

けた罪人に由来するものである。 入れ墨の悪のイメージは黥刑に由来するものであり、黥の刑を受

止され、 劓ぎ いる5 黥は肉刑の一種として商周の時代を経て、 このことは中国と周辺地域の歴史・文化に大きな影響を及ぼして 止された。後晋の時代にまた復活し、宋元明清の時代にまで至った。 にはすでに黥を含む五種類の肉刑が現れている。これがすなわち にまでさかのぼる。 「五刑」であり、その中で最も軽い刑罰が黥刑である。その上には、 中国における刑罰の起源は非常に古く、伝説上の三皇五帝の時代 (削鼻)、削 南北朝の時代にわずかに復活するも、隋唐の時代に再び廃 (断足)、宮 『尚書』などの文献の記録によると、 (生殖器の切断)、 前漢の初めにようやく廃 大流 (斬殺) があった。 尭舜の頃

えの聖賢の時代には、人々は相和して、仁愛を以て共存しており、魏の頃の学者は疑問を抱いていた。儒家の考えでは、三皇五帝や古黥などの「五刑」が尭舜の時代に始まるという説に関しては、漢

ある。 章服と異なるを以て戮と為す」という推測がなされ このような残酷な刑罰を制定するはずがないと思われていたからで たがって、 漢文帝の時には、 有虞氏の時 衣冠を画きて、

代には、 物から明らかになっ 文献上の証拠はないが、 確 かに入れ墨の現象が見られることが、 た。 黄河上流の馬家窯文化などでは、一度なら 伝説の三皇五帝の時代にあたる新石器時 考古学上の出土文

されており、 は、 出土し、 0 も今から四千三百年前である ず紋面断髪の陶塑 起源の時代である。 五千~四千年前の時期は、 この時期に階級が分化していたことは明らかである。 また建築規模が極めて大きく、 の人物像が出土している。 黄河流域・長江流域で多くの都市遺跡が **図** まさに都市文明、 1 4 7 副葬品の豊富な墳 その年代は、 考古学のデ 文化・大汶口文化 すなわち原始 1 少なくと B 実際、 墓が 発見 国 か

家

2 • 3 : 広河 4 : 新疆且末札洪魯克 あ 関 類する殺戮 早くも仰韶 るに至って 不平等から、 の時代には、

図二 1:甘粛東郷東 5 · 8: 内蒙古陰 6 · 7:寧夏賀蘭山岩画 山岩画

1:甘粛秦安大地湾 2・4:広河

FINA

1

3

5

3:永昌鴛鴦池

ハである。 (8) 馬家窯文化の彩陶に見られる、

おり、

すでに刑罰

現

j 0

戦争や氏族内部 特権階級が出

の現象が生じて

い

た

0 係が よう保護・保存することであ 中 り、 異なっているの 面 絵 身が外からの侵害を受け 画と首の部分に至る彫刻 の模様は容器の形と密接 種 その意味は言うまでも ある の保護機能であり、 (図二-1~3)。 は 器 0 表 壺 面 壺

明白であろう(図二-2)。 飾し、頂部に蛇の形をした装飾が付属しているならば、その意味は異な能力を有しているはずである。特に、表面全体を黥の紋様で装異な能力を有しているはずである。特に、表面全体を黥の紋様で装り、これはあるいは原始の守護神であるのかもしれない。保護の任り、これはあるいは原始の守護神であるのかもしれない。保護の任

われるものが存する(図二―5~8)。 われるものが存する(図二―5~8)。 われるものが存する(図二―5~8)。

商から春秋戦国時代にかけては、黥の刑は広く行われ、またしば他の刑罰と併せ行われた。今日見られる多量の甲骨文や金文のしば他の刑罰と併せ行われた。今日見られる多量の甲骨文や金文の上は他の刑罰と併せ行われた。今日見られる多量の甲骨文や金文のが追放されていたことと関係があるのかもしれない。

睹諫して城下に黥劓せよ」と定めた。また、『秦簡』「法律答問」に城を攻むるの戦、兵士如し死すこと能はざれば、千人にて環らし、犯した、公子の師匠である公孫賈を黥刑に処した。さらに、「凡そ商鞅が秦に仕えると、刑罰を厳格にし、まず法を知りながら法を

焼かず、黥して城旦と為さしめ」た。ている。そして、秦始皇帝は焚書坑儒を行い、「三十日に下して、は「盗六百六十銭を過ぐるは、黥して以て城旦と為せ」と記載され

34

る宮刑は残されたのである。 象徴としてはっきりと痕跡が残る黥刑と、口にするのもはばかられ とでじた修正を行い、黥・劓・刖などの肉刑を廃止した。しかし、 に応じた修正を行い、黥・劓・刖などの肉刑を廃止した。しかし、 がしてはっきりと痕跡が残る黥刑と、口にするのもはばかられ のとでは「軽徭薄賦」などの政策を実施し、法律の上でもそれ がしてはっきりと痕跡が残る黥刑と、口にするのもはばかられ をされている宮刑は残されたのである。

魏晋の時代、肉刑を復活すべきか否かをめぐり、何度も議論が行われたが、全面的にこれを復活するまでには至らなかった。唐の段成式の著書『酉陽雑俎』の記載によれば、晋代に黥刑を復活し、黥成式の著書『酉陽雑俎』の記載によれば、晋代に黥刑を復活し、黥別・よれば、梁武帝は天監十二年(公元五一三年)に「又黥面『通典』によれば、梁武帝は天監十二年(公元五一三年)に「又黥面の刑を廃し」た。黥刑は肉刑と同様、南北朝の時期にはあまり流行の刑を廃し」た。黥刑は肉刑と同様、南北朝の時期にはあまり流行の刑を廃し」た。黥刑は肉刑と同様、南北朝の時期にはあまり流行の刑を廃し」た。黥刑は肉刑と同様、南北朝の時期にはあまり流行の刑を廃し」た。黥刑は肉刑と同様、南北朝の時期にはあまり流行の刑を廃し」た。黥刑は肉刑と同様、南北朝の時期にはあまり流行の刑を廃し」た。

痕跡を残すことは行われなくなった。に改められ、同時に流刑・徒刑は残されたが、犯人の身体に永久に、隋唐の法律では、もはや黥・劓などの肉刑は行われず、杖・笞刑

五代の後晋の石敬塘(九三六~九四二年在位)が皇帝になってか

刻して辺境の地に流し、これを「刺配」と名づけた。らは、公式に黥刑を復活させ、流刑と併せ行った。罪人の顔に字を

宋は後晋の制を受け継ぎ、罪人は一旦判決が下ると、ただちに黥、あるいは服役、あるいは辺境への流刑が行われた。よく知られている『水滸伝』の物語にあるように、宋江は江州に流され、武松は孟州に流され、林沖は高太尉の怒りにふれ、不毛の地である滄州に流された。流されるにあたっては、例外なく「金印」の黥を施された。これ以後清朝まで、黥(刺字)と流刑による懲役制度は中国の封建した。第人は一旦判決が下ると、ただちに黥、をおいば後晋の制を受け継ぎ、罪人は一旦判決が下ると、ただちに黥、をあいば後晋の制を受け継ぎ、罪人は一旦判決が下ると、ただちに黥、をあいば後晋の制を受け継ぎ、罪人は一旦判決が下ると、ただちに黥、をあるいは後晋の制を受け継ぎ、罪人は一旦判決が下ると、ただちに黥、

ら見ても、黥は一種の忌み嫌われる方法であった。あり、悪を治める一手段であった。支配者の側から見ても、民衆か以上から明らかであるように、黥は罪人を処罰する刑罰の一つで

きりとした痕跡を残すという方向に変化したのである。る種の器官の働きを断ち切ることに変化し、やがては象徴的にはっ「殺」とは密接な関係がある。当初の生命を断ち切ることから、あの起源はおそらくより以前にあると思われる。黥の起源と「斬」上に述べたように、黥は考古学的には馬家窯文化に始まるが、そ

に比べると、刑罰による処置は、明らかにその範囲に規範性があり、なる者なり」ということを認める人もいた。戦争における大量殺戮中国の古代にはすでに「黄帝兵を以て天下を定むるは、此れ刑の大中国の歴史の過程が示す通り、刑罰は戦争に源を発する。ゆえに、

様₍₁₉ に、 文の中で、上が眼、下が三個、 虎通』もまた「其の額を墨す」と記述している。殷商の甲骨文・金 の注には、「墨は黥なり、先づ其面を刻み墨を以て窒ぐ」という。 のは眼の下と口の下に施されるのみである。『周礼』「秋官」の鄭玄 彩陶黥面の形象土器は、 いるのが晋令である。 湖南・長沙にある戦国時代の楚の墓から出土した彩色の女性俑と同 『尚書』「呂刑」の注には、 それに伴って変わり、正規の構成員に復帰することはできなかった。 族の構成員への懲罰であれ、 どは、「黥面完髪」に改められた。しかし、 止する方向に変わったのである。「盲目」「刖足」「割耳」「削鼻」な てからは、全員殺害することから肉刑に改められ、もって逃亡を防 捕虜とすることが少なかった。 (図三―3・4)。 黥刑を行う部位を、 た部位と方法について見てみたい。前に述べた通り、馬家窯文化の とする。 より小規模である。 黥刑の歴史に関する簡単な考察に引き続き、さらに黥刑を実施し 眼の下に黥を施したことを反映しているものかもしれな ただし、 原始時代の戦争の場合は、殺害することが多く、 戦争とは、 あるものは顔全体に入れ墨を施し、 「其の顙を刻みて淫む」と述べられ、『白 一度刑を受けると、その身分・地位は あるいは四・五・六個の点の表示は、 本来敵方の兵員を減らすことを目的 捕虜の価値が認識されるようになっ 具体的かつ詳細に記録をして 戦争の捕虜であれ、 あるも 氏

『太平御覧』および『酉陽雑俎』などは、全て晋令の規定を引用

後に再び亡ぐるは、

両頰の上に黥 眼の下に横

す。三たび亡ぐるは、

銅青若くは墨を加へ、両眼に黥す。

している。「奴始めて亡ぐるは、

3:(康殷『古文字形発微』

P -- 0 ::

は両頰の〝劫〟字に及ぶ」と記述 紀」には、「若し赦に遇へば、

黥

4:湖南・長沙戦国楚墓

いう規定である。『南史』「明帝(図) に黥す。皆長さ一寸五分なり」と

た罪人は、 比較的寛容であった。盗みを行っ 継承したが、黥の部位については、 されている。 宋代には後晋の「刺配之制」を 初犯は耳に黥した後、

徒刑に処した。流刑者には方形の

は異なり、漢人・南人は盗みを三回行うと初めて黥を首に行った。 小さいものであった。元代には、 満人は重犯に太股に黥を行い、漢人は一律に顔に黥 モンゴル人と漢人を規制する法律 杖刑を三回犯すと、初めて顔の上 に黥を行った。それは、五分より 杖刑者には円形の黥を行った。

を施し、部位は鬢と頰の間であった。大きさは一寸五分の正方形で、

清の法律では、

罪名と流刑地は左右両側に黥した。(21)

黒布をかぶせる刑罰と同様、人に暗黒の生活を強いるものであった。(33) 代の多くの記号は、間違いなく眼の機能を破壊することを目的とし 関係がある。針で眼を刺したり、指で眼をつぶすことを意味する商 化した。これは失明させるものではないが、 ある話であり、でたらめなものではない。 それゆえ、晋令の定めるところでは黥が眼から始まるのは、 ており、 (図三-1~3)。 商周の文字と文献によれば、黥の直接の起源は眼に対する刑罰と 「断舌」「聾耳」と同様、永久に視力を失わせるものである(②) 後には、これが次第に眼の周辺に黥を施す形に変 黒い痕跡を残し、 根拠の 頭に

で短く薄いかみそりであるとしている。しかし、(ユ) 韶文化・大汶口文化時代にはよく見られる、 では竜山文化時代に出現し、西部では斉家文化時代に登場する。 に用いられ、かつ金属器の中では最も早く現れたものである。 小刀であるとし、康殷は陝西省の綏徳から出土した、一種の青銅器 に刻むことは容易であったであろう。 い玉・石などの器物の上に細工できるのであれば、 たは玉・石製の四稜尖状器などは黥の道具とは断定できないが、 黥の道具については、郭沫若はこれを「剞劂」という名の一種の 骨・角・牙製の錐、 銅の錐もまた処刑 人間の皮膚の上 ま

まり、 中国古代を通観すると、刑罰の一種としての黥は新石器時代に始 商周時代および漢代以前に発達し、その後、 唐代には黥を装

終始社会の一般大衆にとって受け入れ難いものであった。「街肆悪少」に対する処罰の手段であった。つまり、「黥面文身」は飾として用いたという記載はあるものの、多くは地方政府による

3 日本の黥

皆黥面文身なり」というものであり、 深浅無く、 どのような存在であったかということも明らかではない。 ふ」という理由であったことが分かる。 の倭人が江南の呉人・越人のように、「好く魚鰒を捕ること、 本列島の様相を記録して後世に伝えたのである。これにより、 しかし長期間、 中国 陳寿が『三国志』「烏丸鮮卑東夷伝」を撰述した時、 ただ「楽浪海中に倭人有り」と伝え聞くのみであった。 [と日本は一衣帯水の関係であり、海を隔て向かい合っている。 皆沈没して之を取る」のみならず、「男子大小と無く、 中国人の日本列島の状況に関する知識は極めて少な それは 「以て大魚水禽を厭 初めて日 西晋の時 倭人が 水の 海東

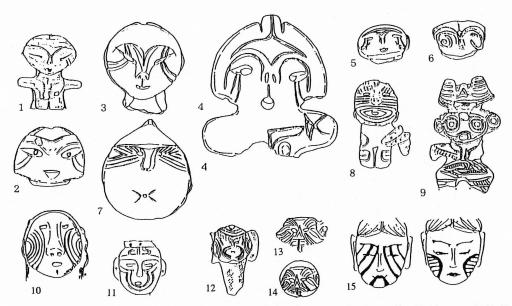
(図四)。 本民族の文化形成に大きな影響を及ぼしていたことを明らかにした本民族の文化形成に大きな影響を及ぼしていたことを明らかにした誤りでなく、かつその起源が相当古くから三千年あまりも続き、日誤ち学上の発見は、『三国志』における倭人の黥面文身の記載が

は主として関東・東北地方である(図五)。弥生時代には土偶のほ縄文時代の入れ墨は土偶の形で現れるものであり、その分布範囲

なった。 に石棺の蓋の上にも刻まれた。その分布範囲は設楽博己の考証によれば、東北部では茨城、西南部では九州に及び、愛知と岡山にも比れば、東北部では茨城、西南部では九州に及び、愛知と岡山にも比較的多くみられる(図六)。古墳時代には、土偶と容器の結合形式較的多くみられる(図六)。古墳時代には、土偶と容器の結合形式においた。

間部の生活は「大魚水禽」と無縁であるからである。 ためであるという記載とは少し様子が異なっている。 いるという現象は、『三国志』の黥面文身が 繰り返して顔に刻んだ同じ時代の土偶が出現することは、この時代 けにはいかなくなった。特に一か所だけではなく、 らの傷痕は縄文人が意識的につけたものであることを承認しないわ 錐で刺された痕跡が残っているという現象が明らかになると、これ 大陸では珍しいものではない。土偶の顔の部分に刻まれ、あるい くの新たな要素は、日本列島では歴史上前例のないものであったが、 との交流が比較的頻繁になる時期でもある。 幾何学的な形から写実的な人体へ変化する段階であり、 (図四―1・2)。そして、 鮮明な特色を有していることをさらにはっきりと表すものである 縄文時代の黥面土偶は、 関東・東北地方の山間部集落に集中して 中期前半に始まる。 「以て大魚水禽を厭ふ」 考古学の発見による多 この時期の土偶は、 また一度ならず なぜなら、 同時に大陸 Ш

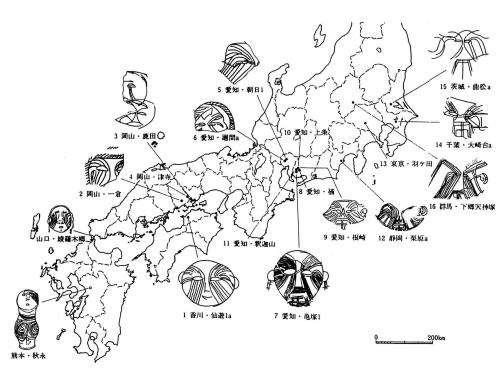
縄文後期は中期の伝統を受け継ぎ、装飾上の変化は少ない。傷を



図四 1:長野富士見町藤内 2:山梨釈迦堂 3:静岡千枚原 4:山梨一の沢西 5:埼玉行司免 6:茨城加藤 他 7:静岡姫宮 8:長野上伊那郡内 9:栃木神の内 10:山口綾羅木郷 11:長野岡谷市海戸 12:長野松川町 玄与原 $13\cdot 14:$ 愛知根崎 15:埴輪 (日本風俗史学会編『日本風俗史事典』による)

P. [T	九州	中国	近畿	東海	甲信越		関東	東北	北海道
00	早期			8			Ę	7 8		
00	前期		土偶の初出は, 紅 近畿地方である. 3で, 40cmにおよぶ	中期中葉に,					W C	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
r	中期	後期には東日本でなポーズの土偶もは頭も手足もない 半には東北で遮光 その類似品は分布	を保証しています。 を様な土偶が発達。 のくられた、東海の が開素なものが一般 が発達し、 がした、近畿の土偶 がは、土偶の量は	し, 象徴的 から中国で 的. 晩期前 東海にまで もそれを真				0 { (
í	参 期	O SOS	~. (3)	<u> </u>	3					
00	・				The state of the s					
00			.~~	83		and a second				

図五 (日本第四紀学会・小野昭・春成秀爾・小田静夫編『図解・日本の人類遺跡』による)



図六(設楽博己「線刻人面土器とその周辺」『国立歴史民俗博物館研究報告』第25集、1990年による)

拡大している点であり、刻まれた文様も一~二種類から四~五種類

晩期の入れ墨の一つの突出した特徴は、傷を刻んだ面積が徐々に

ものもみられる。

のが出現し、かつ懸垂できるように小さな穴を穿った仮面の形式の

なった。これと呼応して、この時期、

単体の耳・鼻・口の形式のも

同時に、

ミミズク形土偶の出現に伴い、眼と口の部分が一層大きく

かつ各種のスタイルをした半円弧形のものも現れる。

るようになり、

刻んだ部位は眼の下の部分に集中するが、

後期には双斜の線は減少

眼の下に水平あるいは垂直に装飾することが比較的よく見られ

は比較的眼と口の部分の入れ墨を強調しており (図七-10)、 した土偶と比べると、より多く縄文時代の特色を有しており、 かは、 と大きく減少している。香川で出土した土偶は、 きな目隠しだけが残り、目隠しの下に黥の刻印の痕があるのかどう 7・8)。遮光器土偶の登場以降は、 以上に増えていることである。両眼から口までの部分には、くまな く入れ墨が施されている(図七-3~5)。さらに注目すべきは、 時期、 弥生時代における入れ墨のある土偶は、 知る由もない (図七一9)。 頭巾を被った形式のものが出現することである 土偶の顔には全く無表情な大 縄文時代のものに比べる 山口や熊本で出土 (図七 後者 前者

は両頰を中心として同心半円状に耳へ向かう弧を描いている

(図七

39

0 3 2 5 6 10cm 10

2:宮城丸森町入大 3:栃木後 :秋田湯出野 8:長野岡谷市中島 1:群馬板倉町 3:栃木後藤 10:香川仙遊 11: 茨城女方 6: 茨城瓦吹 7

合形、

および八字形である。

身分上の特徴としては、

多くは武

して四種類ある。

すなわち、

鼻上翼形、

顔部環状形、

二者

古墳時代の入れ墨の形式は、

設楽博己の考証によれば、

主と の

わせる。

ころ、

国

「の京劇の臉譜とよく似ており、

かつ大多数は髪がな

い

この当時 中

の黥面と断髪に密接な関係があったことをうか

時に目尻の外のところに一か所刻みがふえており、

4 · 9 :岩手八天 5: 宮城二月 図七 \mathbb{H}

び関東などの地域である。

主として古墳が比較的多くかつ規模の大きい畿内・西日本およ

人・力士あるいは芸能民であることがあげられる。

分布範囲

を杜絶することはできなかった。 り、 略天皇までの期間、 治 から突然消滅し、 かし奈良時代から室町末期にかけて、 れ墨は再び身体の装飾として全国に広く行われ、 「古事記」 大正に至るまで、 実物を探すことも困難である。 P 『日本書紀』 あとかたもなくなった。文献にも見えなくな 日本の社会には黥を主とする刑罰があった。 政府が度々禁じたにもかかわらず、 の記載によれば、 しかし江戸時代に入ると、 入れ墨は日本の歴史上 神武天皇 その後明 から これ 雄

形は山口綾羅木郷土偶の形 細密な 司 期に出現して以後、 古墳時代にも引き続いて見られるが、奈良時代以降消滅し、 日本列島における黥面の歴史的発展・変化を通観すると、 縄文晩期に盛んになり、 弥生時代には衰退し、 江戸時 縄文中

式と同様であるが、

異なっている点は弧の範囲がさらに拡大し、

半円弧線を施していることが多い。

この

心として顔を半円に分割し、 弥生時代に初めて現れる、

上は額から下はおとがいまで、 器物の表面に刻んだ入れ墨は、

鼻を中

見したと

出現した黥面の現象はその地方文化に含まれ、

中原の仰韶文化の影

あり、 初めから一種の装飾というよりは、 展とは基本的に軌を一にする。 代に再び復活する。その年代上の変化の特徴と中国黥面の歴史的発 は中国と一致しており、 は武人だけになる。このことから推論すると、 は多く女性であり、 は魔除けの意味が込められていたが、 古代と同様、 わけにはいかない。 弥生・古墳時代には一種の護衛の機能のみを有し、その機能 悪の性質をもった身分の象徴であった。土偶の表現に 晩期には男性が優勢を占め、 両国の黥面の現象には一定の関連性を見な 身分上の特徴としては、 一種の特殊な記号であり、 呪詛の代用品としての要素も 日本の黥面の形式は 弥生・古墳時代に 縄文中期に 中国

4 中日両国 の黥の比較

現れており、その年代は今から八千年前にさかのぼる。考古学上の 千百年前のものである。 彩陶は、 廟底溝類型を直接継承・発展した一 データから言えば、 で、ここでさらに両国の違いを具体的に分析してみたい。 (の中日両国における起源・発展・変化の基本的特徴を見てきた 起源の時期である。 大部分が馬廠類型に属するもので、今から約四千七百~四 甘粛省・青海省一帯の馬家窯文化は、 断髪黥面でない形は、 現在見られる馬家窯文化の断髪黥面 種の地方文化であり、 大地湾時代にすでに 馬廠期に 仰韶文化

響を受けた結果である可能性が非常に高い。

り、

化の最盛期である。 ありえない。 が数十万〜数百万平方メートルもあるような都市が出現することは 様々な手段も自ずからそれに伴い誕生する。 都市や国家が出現すると、 ている。 日本において最も早く黥面土偶が出現するのは縄文中期前半であ その時期は今から五千~四千年前であり、 この時期は、 考古学上の種々の事象から明らかであるように 黄河下流の山東竜山文化と長江下流の良渚文 権力と国益を維持するための刑罰などの そうでなければ、 馬廠期とほぼ一致し 面積

どの岩の壁画にもわずかに見られるように、 周時代の紋面の遺体は新疆から出土しており、 習俗とするという記載があっても、その大多数は不毛の僻地に属 に歓迎されていなかったかということを明白に示している。 る場所である。 むしろほとんど辺境から実物資料が出土している。すなわち、 黥を受けた刑徒は自分の住んでいる土地に留まることができなかっ 次に、 したがって、 地域的分布である。 新石器時代の黥面の彩陶は甘青一帯で見つかり、 文献の上では黥刑の事象が出てくるが、 中国の特徴は、 全て黥が中原では 黥が刑罰となって後 また陰山・賀蘭山 実際には、 黥 1, 商 す を かい な

出土が最も多く、 生活環境から言えば、 その後海辺の貝塚地帯に移った。 当時の山間部は比較的貧しい地域であった。 日 本の縄文時代

日本の黥面は、

早期には関東・東北地方に集中し、

かつ山間部

なぜなら、生活資源の観点からは、 海辺部は 10

図八 1・2:湖南・長沙戦国楚墓 3:甘粛永昌鴛鴦池 4:埼玉発戸 5:岐阜南垣内6:新疆且末札洪魯克 7:内蒙古陰山岩画 8~11:埴輪(日本風俗史学会編『日本風俗史事典』による)

しかし、古墳時代には状況にかなり大きな変化が生じ、周辺の黥面辺境の地であった関東・愛知および西日本などの地域にとどまった。と豊富であったからである。弥生時代と縄文時代は、ともに比較的なぜなら、生活資源の観点からは、海辺部は山間部より産物がずっ

の習俗が突如として政治的中心部に入りこんだのである。

この したことであり、後世の 形を刻み どの部位に刻んだ面積は比較的小さい 部に刻むほか、 方に向かっ には、 主として眼の下と口の下に集中し、 る等々である。 線を刻み 下に涙が垂れるような刻絵 ある民族に残っている)、 第三に、 時期における重要な変化は、 三つの主要な形式がある。 (図三-4)、下あごには半円形を刻んだ (図 - - 2) 黥 て拡散する方式の刻絵であり 面 商周の時期には、 あるいは眼の下に横線を刻み、 の部位と形式である。 図二-2・5~7、 「刺配」という記載と符合する。 あるいは両耳からあごにかけて傷を付け (図一一3)、 眼の周囲 第 線状の傷から錐で刺した傷へ変化 眼の下に平行して梯子形の正方 一に鼻を中心にして顔全体 中 この習俗は現在まで南アジ (図二一4)。 国の原始時代の黥面の部位 第三に眼・ (図一-4)、 耳の周囲 あるいは (図八 戦国時代には 口・あごの 第二に眼 額 口の下に 1 . 2) . 頰骨な 0 ァ 縦 四 0)

 $\underbrace{\binom{5}{4}}_{\circ}$ での長さであることである。 は 涙が垂れる形式のものと同じものが出現している。 目尻、 は片方のみに刻み、 日本の入れ墨は、 中 あるいは眼の下から斜めに耳たぶにかけて左右対称、 国 後期には、 「の下垂する文様は比較的短く、 中 縄文中期は比較的小さく、 その記号としての特徴は顕著である -国の青海省の柳湾・甘粛省の永昌で出土し 日本の埼玉県羽生市発戸遺跡および福 下端が小鼻の両側ぐら 大体眼の下にあり、 異なっている (図 四· あるい た

) 11)° うでもあり、 なくなった。 るいは眼下にわずかに色を塗るだけで、 と部位には規則性がなく、 に比べて入れ墨の形式が複雑化している (図四-5~9、 飾されたものと、 眼の下の横線の黥および弧線の黥が、 延びている 島県三貫地貝塚に見られる入れ墨は、 古墳時代になると、 弥生時代は縄文時代の伝統を継承し、 (図八-3・4)。それと同様に、 その記号・符号としての意味は明白である(図八-8 この時期は色で顔面を塗っており、 刺し傷の形のものとが均等に出土しており、 前の時代よりやや簡素になり、 その差異は地域環境の差異と関係してい 髭の形で放射状に顔全体に刻 眼の下から垂直に下あごまで もはや顔全体に刻む形式は 眼の周囲・口の周囲 入れ墨の刻みの形式 見して母斑のよ 左右の頰あ 図七-1 中期

には壁画にも見られる。接見ることができ、戦国時代には木製の男女俑に見られ、そのほか面人首の彩陶壺は、多くは墳墓から出土し、商周時代には遺体に直のが四に、出土状況の考察をしたい。中国における新石器時代の黥

跡のあるものがあり、中期の土偶が比較的小さいことを特徴としてとには、一部の土偶には小さな穴を穿ったもの、あるいは欠けた痕られるが、さらに多数は祭祀の場所と関連がある。かつ興味深いこ較的複雑である。あるものは住居から出土し、あるものは墳墓に見日本の縄文時代の入れ墨は主として土偶に見られ、出土状況は比

時代と同様、大多数は完全な形で残存しておらず、それが破損して 蓋への付加および住居や環濠に置くこと、 号・符号の目的は明白であり、 特徴の一つには、 外なく古墳から出土している。 弥生時代には、 ていることなど、全て特殊な意味を有している。 いた原因は同時代の人々の考え方と関係がある。古墳時代には、 いることと合わせ考えると、土偶を身につけていた可能性もある。 墳墓あるいは環濠・貯蔵穴から出土している。 全ての入れ墨は意図的に施されたものであり、 副葬品・祭祀への使用・容器や棺 以上の状況を総合すると、 または部分的に破壊され 共通する 縄文 記

水の貴重性はかつて黄河流域の伝統であり、 ある。 の壺が出土していることは水不足と関連があるはずである。 在と比べてあまり変化がなかったようであることから、 調であったが、 くなる。乾燥した地域・季節では、 を明確に示している。 北方地方では、 の部分にあたり、守護・保存の意味は一目瞭然である。 いた壺があることは、 種として主に食糧あるいは水・酒などの液体の貯蔵に用いられた。 まず、 黄河上流の馬家窯文化では、 中国の状況を見てみよう。 気候・温度については現在と大差なく、 水を入れるのに用いられることが多い。 さらに通常運搬に用いられた道具であること したがって、 植物の生育は現在よりずっと順 水の重要性はおよそ食物以上で 新石器時代の黥面の首は壺 水を貯えた可能性はさらに大き 周王朝が中原に君臨 降水量も現 特に耳の付 壺は容器 一の陶製 つまり、 の口

ものであり、したがって死後も地下に副葬したのである。 ということは、少なくとも壺の持主にとっては心理的な安寧をもたらすいであった。壺の口にこのような黥面の形象を特別に表現するといめたのである。この習俗は江南の楚国にまで影響を与えただけでなめたのである。との習俗は江南の楚国にまで影響を与えただけでないのであり、したがって死後も地下に副葬したのである。

然の摂理であるが、 巻きつけた人間については、 もちろん蛇が倉庫でネズミを駆除し、 護神として祀る。 ての面目は明々白々であり、 あれ飲料水であれ、 の北方では、 たる戦争の捕虜や、 ような、 ている者であった。 い威力を持っている者か、 認識である。 当時、 は倉庫を守り、 尋常ではない者、 防衛の職務を担う者は、 人は蛇を虎のごとく懼れ、しばしば蛇を財宝を守る守 ゆえに頭上に蛇を巻いた黥面の人物は、 北方の民俗に見えるところでは、黄蛇(黄竜とも 蛇を一種の悪い動物とするのは黄河流域の共通 全て蛇に守ってもらっていたのである。(翌) 他処から流浪して来た罪人、さらに頭上に蛇を 顔を全く変形させるような彫りものをしている 青蛇(青竜ともいう)は井戸を守る。 あるいは集落のために専ら防衛の任にあ あるいは不可思議な魔力や神通力を有し その威力は言うまでもなかろう。 悪人には守衛の職を司らせることが最 戦いで敵が打ち勝つことのできな 井戸で蛙を除去するという自 その悪とし 食糧で これは 中国

適であったのである。

式は、 た。 いるが、それでも墨を顔に塗った人を恐れ、 悪・ い 時と異なり、五官が正常でなく、顔色も真っ黒で、容貌が全く良く 傷口に墨を塗り、その刻印をよりはっきりとさせたのである。 門番であり、このことから馬家窯文化に見られる守護式の黥面の形 門を守る門番となった。総じて、 るという。 し邪鬼を取り除いた。 ないものと考えた。したがって、人々は「鬼」に似ていたり、ある いう意味と関連していた。 赤ほど好まれなかった。黒は往々にして、 赤という色は中国の古代では最も重要な色彩であるが、黒は総じて 点である。よって、 を守ったが、 「鬼怪」は暗黒の中に長く留まるのみならず、 は 先に述べた通り、 文献の記載するところでは、黥刑を受けた者は門番となり、 このことと、 醜悪な仮面の形を作り、「鬼怪」・妖魔のように時を定めて舞踊 「鬼」よりも醜悪な顔であれば、さらに威力があると考え、 後世の門を守る行為のさきがけであると考えられる。 黒い顔の巨漢は、 後には大多数は辺境の地に流され、 黥の刑徒との関連性はないであろうか。 単に顔に傷痕を残すことにとどまらず、さらに 黥刑の顕著な特徴は永久的な記号を残すという 北方の民間伝承では、「鬼」は黒い顔をして 古人は、 凶悪な鬼神のように人に恐怖感を与え これらの人物は城門・国門を守る 人は死後 暗黒・恐怖・死亡などと また黒い顔の人を恐れ その形も生きていた 「鬼怪」に変わり その場所にある国 黒 城門 凶

面

「の形式および無表情の遮光器式土偶が現れて以降、

土偶の形が

鞭打ち、 る。 は、 縄文後期の包頭土偶などは、 えば長野県岡谷市中島の縄文中期の包頭土偶や、 点である。 で奴隷にしよう」というものであった。この種の頭巾を被せる習俗(※) が記述されていた。 山県董家村で出土した銅匜には、 て一般の人と区別するというものがあった。(ヨ) 頭巾が綺麗な頭巾に変わり、 顔 中国東部の沿海地域には依然として存在する。 に墨で黥を施すほかに、 お前に特赦を与え、 黥をして頭巾を被せ、 しかし、 頭巾を被った土偶は日本で発見されており、 銘文の大意は、「私は本来ならばお前を一千回 一千回鞭打ち、 黒頭巾を被せる刑罰と一定の関係があ 古代の刑罰の中には頭上に黒布を載 日除けや防風の役割に変わっている 職を免じて奴隷にすべきである。 明確に西周時代の黥に関する規定 黥をして頭巾を被せない 一九七五年に陝西省岐 山梨県金生遺 異なる点は、 跡 例 黒 L 0 中

n 嫌悪感を催させる、 とを恐れさせるなど、 伝)のように畜生と同様、 を受けた者は汚れた者とみなされ、 たのは多くは女性の形であり、 醜悪さは、 本の縄文早期の土偶は、 黥刑のもう一つの表現である。 鼻をつまみ目をそむけさせる、 これらがこの刑罰の本来の目的である。 沐浴を許されなかった。 世界各地のものと同様に、 どこにも醜悪なところはない。 日本の 中国の古代では、 「持衰」 一見して他人に 避けて近よるこ (『三国志』 最初に作ら 東夷 肉刑 黥

い、凶悪な顔がますます盛行するようになった。五穀豊穣を願うものであったのが、性器をかくすようになるのに伴徐々に恐ろしいものに変わってきたのである。当初は、多子多産・

は自ずから身の安全を希求するようになるのである。は、人々は豊作と多産を祈るが、不安定な動乱の状況下では、人々争など外部の要因が関係していると思われる。安定した生活の下でなぜ、突然このような変化が出現したのだろうか。おそらく、戦

黥面と関係がないという訳にはゆかないであろう。 顔を真っ黒に塗り、 職業が誕生した。 めた。 漢時代には太刀・鎮墓獣、 渚文化・竜山文化時代には石鉞・弓矢を副葬し、 前 いずれも利器あるいは悪人悪獣をもって、 の黄河下流の後李文化に見られるような、 魔除けは、一種の安定を保持する手段である。今から八千五百年 を握らせる葬送の方式が始まると、大汶口時代には石斧を、 民間の社会では、 そして中国の巫者は現代に至るまで、 専ら夜間に活動を行う。 これによって鬼・魔物を除く 六朝には辟邪、 妖魔による祟りを除き鎮 唐宋時代には門神など、 この習俗は、 死者の手に貝の刀 商代には銅鉞、 巫 未だに墨で おそらく という 員 良

5 黥と渡来人

らに稲作文化についての調査が深まった結果、ますます多くの研究『三国志』が日本列島の「黥面文身」の情報を紹介して以降、さ

渡来人と長江流域の住民とは密接な関係があると認識するに至って者が、日本の入れ墨は中国江南の呉・越人の入れ墨と同じであり、

刑は起源として最も古く、 関東地方に至るルートである。 黒竜江から樺太に至り、 越えて日本の北海道あるいは東北地方に移住し、徐々に南下したの 移動するルートであるとすれば、 論じると、入れ墨の伝来は稲作の伝来よりずっと以前であり、 来したであろうことは疑いの余地がない。 岸に沿って南下し、 地に上陸するものである。 を経て日本海を横切り、 ヌ民族が行き来した北のシルク・ロードである。 であろう。その移動ルートは三つ存在する可能性がある。 した先住民は明白な肉刑の特徴を保持し、 たのが「水稲を逐ひて居」 から伝来した可能性がさらに高い。 稲作は南方に起源を有し、 黥刑の徒が日本に移住した重要な要因は流刑であり、 あるいは九州を経て、 向きを変えて日本海を北上するものである。 西海岸に沿って北上して島根・福井などの 海を渡って北海道へ南下し、さらに東北 した南路、 継続した時間も最も長い。 第三は、 あるいは中国東部沿海から徐々に北に 南方経由あるいは北方経由で日本に伝 このルートは、 その前に黄河流域から日本に移住 もし弥生時代の渡来人が渡来し 山東半島を経て、 すなわち江南から琉球列島を 北方の不毛の地から海を しかし入れ墨の文化から すなわち後世のアイ 第二は、 朝鮮半島の海 北方への流 朝鮮半島 第一は、 北方

統も、 にて、 る。 は、 が摂政になったのち、 幽州に流し、以て北狄に変らしむ」とする。『尚書』「尭典」 と同様の運命に落ちた。『大戴礼』「五帝続篇」は、 た。 は鄒屠の地に移され、 の兵は敗れて首をはねられて殺され、 記 たのち殺し、決して留め置かなかったと注釈した。 なり」とある。 を蓄へず、 流刑は一旦行われると、 多くの味方のいる所、 ちょうど正反対の位置で、 う史実は信ずるに足り、 このように数多くの文献に見られるように、 の都に誅す」と記す。 流刑は、 「禹の功有るは、下鴻を抑へ、 に載っている民間伝承によれば、黄帝と蚩尤とが戦って、 同様に、 『韓非子』「外儲説」 猶ほ共工を流し、 三皇五帝の時にはすでに流刑を行っていたと考えた。 大夫養はず、 古い刑罰の一種である。 水神の特徴を有していた南方・東南方の共工も、 鄭玄はこれを、 他方は味方のいない不毛の地というように、 「共工を幽州に流す」という。 反抗的な者は寒冷荒涼な北方の地に追放され 『漢書』「刑法志」は、 讙兜に放ち、三苗に竄す」と述べてい その流刑地と共工・蚩尤の本来の故郷とは は、 流刑者は場所を選択する余地はなかった。 (中略) 之を四方に屛けるは、 一方は温暖、 完 夏殷の時代には、 (中略) 又た挙兵して共工を幽州 民害を辟除し共工を逐ふ」とす 『礼記』「王制」に、「公家刑人 その部族も零落し、 他方は寒冷の地、 共工を流刑にしたとい 「唐虞の際、 犯罪人は流刑 後漢の初め 帝尭が「共工を 『旬子』「成相 唯だ其の所 至治の極 従順な者 は、 方は数 『拾遺 蚩尤 の梁

生活環境に置くという、その目的は処刑と何ら変わらなかった。 郷で生活する人間を乾燥した土地に移すというように、人を劣悪な 「之を四方に屛ける」ということで、 南方人を北方に移したり、 水

記している。 を将て之を桐宮に放つ。周厲王暴虐にして、国人王を彘に流す」と 記』「殷本紀」は、「帝太甲暴虐にして、湯の法に遵はず、伊尹其れ 辺境の地であった。『括地誌』は、 夏商の時代には流刑はさらに普及し、 三年にして死す」と記している。 「夏傑無道にして、湯之を鳴条に 『尚書』「太甲」および 流刑する地域も依然として 一史

ち現在の山東省の長島である)。 の最後の国君であった康公を海上に流刑している(この地がすなわ 実例が掲載されている。田斉が姜斉王朝を倒した後、 多く蜀の地・四川に流刑した。斉は三方を海に囲まれていたため 異なるのは流刑地のみであった。 にし、一生その地から離れられないように、上官に願い出たという の士伍が、自分の息子を刖足の刑に処した後、 流刑地としてしばしば島を選んだ。『秦簡』「法律答問」には、一人 春秋戦国時代には、 各国とも全て流刑という刑罰を有しており、 秦は西戎の地に位置していたため 蜀郡の辺遠県に流刑 姜太公の家系

遷 遷 秦始皇帝の九年、 した。 された。 同十二年には、 同三十三年には、「謫を以て民五十万人を徙し五嶺を 嫪毐が乱を起こし、「爵を奪ひ蜀の四千余家を 呂不韋が自殺し、 呂の近親者は 「皆逐

> を免れた者も、 する事例もあった。その大きな原因は、肉刑を受けて幸運にも死刑 戍し、越の雑処に与」らしめた。 らに遠くの東南の地へ到達する。 「河北楡中の三万家を遷」した。強制的な流刑のため、(35) 故郷に止まることは不可能であったからである。 ここで、流刑の範囲が西南からさ 同三十六年、 東郡隕石事件のため 刑徒が逃亡

受けた後は、 辱めを加える懲罰に変わっても、 刑は軽くなったものの、 苦痛に劣るものではなかった。そのため、公孫賈は商鞅から黥刑を とである。 異なっているのは、 べからず」と述べる。 ろは劓・刖・劉・割の徒、 **侀は、成なり。一たび成めて変ふるべからず、故に君子心を尽くす** なり」。顔師古はこれに注釈を加えて、「息謂は生長なり、言ふここ を残すことであった。ゆえに『礼記』「王制」は "漢書』 「刑法志」は、 先に述べた通り、当初、 完髪・剃須・囚人服を着ること・黒い頭巾を被ることなどと、 このように肉体の器官を不具にすることから、 八年間家にこもって外出しなかったのである。(36) 肉体的な懲罰から、 「死は復た生するべからず、 一度刑を受けると、終生不具になる。 やはり同様の痕跡としての作用はあった。 刑罰の一つの顕著な特徴は永久的な痕跡 更に生長すべからず」と述べている。 その苦痛や恐怖感は肉体に与える 精神的な懲罰に変わったこ 「刑は、 刑は復た属する 心理的に 侀なり。 後世に

は、

らす職に従事しなければならなかった。例えば 黥刑の徒は流刑に処せられなかったとしても、 「墨者守門」 衆人に醜い姿をさ の類に

を見て戒めとしたのである。 関して、受刑者は毎日衆人の蔑みの視線を浴び、同時に衆人はこれ である。 は一罰百戒、 人にて環らし、 当人に対してはその身を辱めることが目的であったの 賭諫して城下に黥劓せよ」とされた。 人々に対して したがって、 商鞅の法の中では、「千

刑者であったことの名残ではなかろうか。 八十~九十歳の老人は国家から布帛と酒肉を賜ったが、受刑者と犯 なかったのである。 は捨てられたゴミくずのように、もはや社会の構成員とは認められ 制」では、「人を市に刑するは、衆に棄てらる」とされた。受刑者 に非ざるなり、君子刑人に近よらず」と記している。『礼記』「王 と中国の刑徒と比べると、その身分・地位はさらに低いようであり、 に遇へば、与に言はざるなり」とはほぼ同様であるが、倭人の下戸 と道路に相逢へば、 罪人はこの対象から除かれた。『三国志』倭人条に言う「下戸大人 をすることはできなかった。ゆえに、『公羊伝』には にするものであった。 「大人」と面と向かって会う勇気もないのである。これは先祖が受 古人から見ると、受刑者は一般人とは別の階層に属し、人種を異 よって漢文帝の時、敬老法令を発布した際に、 逡巡して草に入る」と、『礼記』の言う「士途 したがって、路上で出会っても、刑徒に挨拶 「刑人は其人

Ļ

遠方へ行くより他になかったのである。

0

「秋官」は、「凡そ国の大祭祀は、州里をして不蠲・禁刑の者を除き、 これのみならず、 受刑者は宗教信仰の自由も奪われた。 『周礼』

> らず。 重要なものであったが、受刑者にはこれに参加する資格がなく、そ 当に墓に上らざるのみ」と評注を加えている。古代の祭祀は、 らば、心には惻愴有り。生に縁り死に事ふるは、 致斎して、馨香を貴ぶこと、親の存する時の如きなり。 れ 以て帰全するなり。今刑に遭ふ者、髡首剃髪して、身は笞を加へら すべからず、人をして死亡せしむとあり。 如し」とする。『太平御覧』 任人及び凶服の者は以て郊野に及ぼさしむ。大師の大賓も亦た之の で最も神聖にしておごそかな大行事であり、成年男女にとって最も 恥辱は覆い難いものであった。ここにおいて、 狴犴より析出すれば、臭穢にして不潔なり。凡そ祭祀は、 身体髪膚は之を父母より受く。 俗説に、 新たに刑罪に遭ひ原解されし者、 は『風俗通』を引用して、「徒は墓に上 曾子病困なれど、手足を啓きて 謹みて『孝経』を案ずる 受刑者はただ逃亡 神明の不虞を恐る。 以て墓に上り祠祀 見子刑を被 人生

の書物には、 が短く、寒冷で不毛の土地であることと関係する。『山海経』 あった。 のある場所であった。総じて言えば、 北の方角もやはり万鬼出入の鬼門であり、西北の方角もまた鬼と縁 時代には鬼方と認識され、 古い時代における流刑地の多くは北方にあった。 北を鬼方・鬼国とするのは、大体において北は夜が長く昼 北方は太陽が見えず、唯一の光は燭竜と呼ばれる神怪 伝説の鬼谷・鬼都は共に北方にあり、 北の方角は鬼と密接な関係が 北の方角は殷商 など 東

呼ばれ、 よって、 万物が死ぬ場所とみなされた。そこで、北は容易に鬼国幽都・黄泉 ている。 は、 行説が登場すると、 の郷と定められたのである。 るという自然現象との類推から、 0) は に規格化したものとなり、これが定説となった。中国古代の観念で ので、これを二つの州に分け、東を幽州、西を併州とした。陰陽五 絵画に見られる陰間(冥界)はまた、しばしば水と関係づけられ 口中にくわえた蠟燭から発せられるものであるとしている。これ 人は死ぬと土に帰り、死後、鬼に変わる。地下はまた黄泉とも(4) もしかすると北極地帯の白夜現象を指しているのかもしれない。(39) 舜が尭から天下を継承して支配した際、北方は広大過ぎる 同時に、 暗い日の当たらない場所である。したがって、戦国・秦漢 季節の変化は、 北方はすなわち黒とみなされ、水の特性をさら 北方の寒冷地帯と冬とは同一で、 春は生を主とし、冬は死を主とす

載されることとなったのである。 (42) な重視した。したがって、周が商を滅した時、殷人は東北方面に逃を重視した。したがって、周が商を滅した時、殷人は東北方面に逃を重視した。したがって、周が商を滅した時、殷人は東北方面に逃を重視した。したがって、周が商を滅した時、殷人は東北の方角を尊文献の記載するところでは、殷人は鬼道に事え、東北の方角を尊

河下流一帯に生活していた大汶口人(今から六千五百~四千五百年らに古い時代にまでさかのぼることが可能である。新石器時代の黄実際、商の人々が北の方角を崇拝したという習俗については、さ

則り、北方に向かって招魂したのである 拡張したのみならず、人の死後の招魂の儀式も完全に中原の規則に 国時代には江南の呉・楚・越が東北方の山東地方に向かって勢力を 継承し、北方は亡霊の王国であるとしたのである。 東進し、大汶口人の末裔の民族である商民族を滅した後この習俗を 後は行きたいと考えていたことを示している。したがって、周人が(4) は北方・東方を理想の国と認識し、生きている時は行けないが、 のは少ない。このことは疑いなく、すでに新石器時代中期に、人々 方または東方に向けて葬られており、 関する資料を分析すると、大多数の被葬者はすべて頭を北方・東北 されているが、そのうちすでに発表されている千八百余基の墳墓に 前 いた。今日までのところ、大汶口文化時代の墳墓が二千基ほど発掘 は、 すでに北・東の方角を霊が去って行く最も良い場所として 西方・西南方に向けているも よって、 死

ともに東北の方角に住んでいるということは、囚人が東北方面に流海の中に、度朔の山有り、上に大桃木有り、其れ三千里に屈蟠し、った。ただし、鬼の中には「悪害之鬼」というカテゴリーがあり、すで存在した。このことは、鬼に善悪の区別があり、同時に鬼の世まで存在した。このことは、鬼に善悪の区別があり、しいう伝説があまで存在した。このことは、鬼に善悪の区別があり、しいう伝説があまで存在した。このことは、鬼に善悪の区別があり、しいう伝説があまで存在した。このことは、鬼に善悪の区別があり、同時に鬼の世界も安寧なものではありえなかったことを示している。凶鬼・悪鬼を捕らえる方法が、鬼が亡に、「追しない」ということは、囚人が東北方面に流海の中に、度朔の山有り、上に大桃木有り、其れ三千里に屈蟠し、

されたという事実を暗示していないだろうか。

避 ば 其れ遠処は直すら囚徒奴婢相聚ふが如し」とある。三韓よりもさら 性強勇にして」「諸亡其中に逃げ至り、 およびその近隣国の髡頭文身の習俗については、江南人が「水難を に遠い極北の地である「挹婁国」も同様に、 ということである。 『三国志』の記載によれば、 けるためのそれとは異なる。 「乗船して寇盗し、隣国之を患とす」るものであった。三韓 また、 「其れ北方の近郡諸国は礼俗に差暁せり。 三韓一帯は「其俗綱紀少なく」「其人 皆還らず、 「人多く勇力」で、 好みて賊を作す

地ではもはや故郷に生還する機会はなく、 うことであろう。 ことができた。 ると疑いなく死の道・黄泉の国に向かうことを意味し、 と全く異なることから、 に苦しめられることもないことから、心のおもむくままに行動する とと何ら異ならない。 流刑あるいは逃亡して北方に行くということは、 恐ろしく凶悪無比な者がやってくれば、これが伝説の鬼族と思 辺境の現地の住民の眼から見ると、突然醜悪な容貌 特に、 流刑あるいは逃亡した罪人から見れば、 畏敬の念すら持つに至るのである。 これらの罪人の行動・生活習慣が現地の人 もはや法律の束縛と道徳 中原の人から見 鬼になるこ この

う。五官の欠損や変形によって、その正体が分からない人々は、鬼らく「五官刑」、すなわち黥・劓・則などを受けた刑徒たちであろら代の肉刑の基準に照らせば、流刑あるいは逃亡した罪人はおそ

刑徒と関係がある可能性が高い。文書が届いたと聞いて、

悪事が露見するのを恐れているということであり、

辺境に流され

刑が加え

書の劾する所となるを恐れ、 か。 汚い不潔な所や荒れた土地で悪行をし、 勢集まる場所に顔を出さず、暗黒の中で暮らすことを好み、 と同様な、 き続いて悪事を行い、あるいは以前の悪事に内心恐れを抱いており、 は明らかに後世につくられた伝説であるが、同時に鬼がその後も引 のきざしである。 夜に哭す」と記している。天が穀物を降らせるということは、 症の反映である。 るという特徴から見ると、これは明らかに黥刑を受けた心理的後遺 さらに官を恐れる心理は、まさに賊、 官印・文人を見ただけで恐れる。このように弱い者を苦しめ強い者、 しばしば虚弱で反抗能力のない病人・婦人・子供を選んで苦しめ れたことと関係がある可能性が極めて高い。 身黒い色をしているのに墨を恐れる心理状態は、墨で顔に黥を施さ からも証拠を見出すことができる。 『淮南子』「本経訓」は、「昔者蒼頡書を作り、 黥徒と鬼を関連づけるのは、 このほかに、 一般の人と異なる人たちであると容易に誤解されうる。 鬼は何を恐れて泣くのだろうか。 鬼が針・筆・小刀・墨などの小道具や文具を恐れ 特に興味深いのは、 故に夜哭すなり」と考えている。 以上の要素のほかに、 例えば、 特に小悪人の姿ではなかろう 文字を恐れることである。 刀・剣などの武器、さらに 鬼が光を恐れ、 鬼が人に祟りをなす時、 天粟を雨ふらし、 高誘は、 鬼自体の特件 自分自 人の大 これ 豊作 鬼

出すのである。 ゆえに文字を使っ られると恐れ、 また自分の正体が露見することを恐れるのである。 たと聞いただけで、 心配になり、 恐くなって泣き

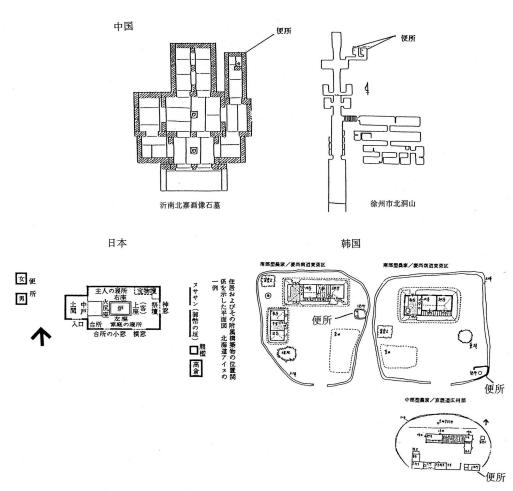
本に渡来している可能性がある。 者が実は流刑となった黥面の徒であったことを見てとることがで 貫して黄河下流地方における第一の選択であり、「鬼」と呼ばれる および朝鮮半島へ流刑を行ったという文献の記載、 .関する伝説などに明白に東北方面に向かい、さらには 尭舜のころより、『三国志』の記載するような、 の「度朔山」へ流刑されたり、逃亡したりするというのが、 また、 流刑され、 あるいは逃亡して日本海の西岸に達し、 囚徒を東北方面 または中国の鬼 「滄海之

は 祓い落とす場所を探すことであった。 したのち、まず行わなければならなかったのは、 は不吉であり、必ず祓いをしなければならないという言い伝えがあ みなされ、 黥に関係する事象からその手がかりを探し出すことは可能であろう。 黥徒が日本列島に移住したという明確な文献上の記載はないが、 伊邪那岐命の祓いは川に飛び込み、水で穢れを洗い流したこと 『古事記』 中国では祓いの儀式があり、日本にも同様に鬼に出会うの 同時に不浄で汚れた所に住んでいるとみなされた。 鬼の問題を続けよう。鬼は全く変わり果てた醜い存在と の伊邪那岐命(いざなぎのみこと) 中国の祓いと異なっている点 が黄泉から逃げ出 直ちに身の穢れを した

> 中心に、一文字に広がった屋内のかまどが祓いと関係があったかど けとなるというのは世界共通の考え方である。 らかという点については知ることができないが、
 な祓いの風俗の名残である。 今日でも見られる結婚の習俗では、一貫して火で祓いをする。 上を跨がなければならないという習俗がある。これは、 ーマンが祓いをする時は、 のが、火による祓いである。 である。 つくられた伝説であろう。 中国北方では新婦が嫁入りする時には必ず火鉢・たき火・灰の この風俗は仏教の影響を受けたもので、 必ずたき火をし、または屋内で薪を燃や 実は、 縄文前・中期にみられる大型の住居の 中国北方で流行したシャーマニズムや この水で行う祓いより更に古いも 若干後世になって 火が魔除け・厄 実は原始的

す。

半島南部の東方に方角を改めたのではないであろうか。 観念が黄河下流から東進して朝鮮半島に至って以後、 所を東北の方角に置いている。(※) が初めて東北の方角を鬼門としてのち、 毒をもって毒を制するという観念の現れである。特に、漢代の文献 本海であるため、 の便所は多く東側に設けられることである。これは、 まで影響を与えている。 入りする方角に作るというものである。 中国の秦漢時代の穢れを祓らもら一つの方法は、 移り住む可能性があっ 大陸とわずかに異なるところは、 この習俗は、 穢れをもって穢れを治め、 漢代の墳墓では大多数は便 た日本列島、 朝鮮半島および日本に 便所を鬼魂の出 東北方向が日 あるいは鬼の すなわち朝鮮 このほか 朝鮮半島



図九 中日韓三国古代の便所の位置(黄暁芬『古代中国の墓制とその変遷』、泉靖一『住まいの原型』による)

るか波の彼方の日本海であり、

東あるいは東南の

朝鮮半島から東北方に向かって進めば、それはは

て進めば朝鮮半島を見出すことができるが

方角に行けば対馬などの島を経て日本列島に入る

向かっ

ものであるかもしれない。

のであろうか。これは、

地理的環境の要素による

黄河下流から東北方に

いら東北方向を鬼門としたことを改めて東とした

ない。

きたのであり、 ことができる。

その伝承は全く根拠ないものでは 「鬼」たちは足場を得ることがで

ては、 所がある。 先ではない鬼については、 としている。 方角に住んでいる。 か 中国や朝鮮半島と同様に東方であるが、 Ļ 日本列島の鬼は、 日本の鬼には大陸の伝承と若干異なる その祖先の住む方角につ 西の方角に住んでいる 島に住んでおり、

祖

西 い

鬼門の方向

してい。 (49)

(図九)。これと同様に、

は、

疑いなく日本列島南端の九州

一帯の方向を指 朝鮮半島で新

さらに便所を東南に置く習俗もある。

る方向を東方としている。(50)

何故、

中国の度朔山と

年に広く行われる「東桃枝」の習俗も、

鬼を抑え

めるということである。(51) に女便所は最も西北角に置く。 方向は鬼気が最も強く、 と密接に関連している。 東に設けるだけでなく、 日本のアイヌ人の習俗では、 便所は室外の離れた西北方向に置き、 ここに最も汚れた女便所を置いて鬼気を鎮 家の中に設けており、 その意味は、 住居の配置において、 さらにはっきりと西北 東北の方角の宝物壇 祖先の祭壇 さら を

明らかに西から来たと認識していた。 り密接なものになる。 は移民と関係があり、 なった後、 は るという伝承と完全に符合している。 るのであり、 鬼の伝承と密接な関係があるはずで、 は東南の方向に変わっているのは、 トと関係している可能性が高い。刑徒たちが東北方面に流刑と 中国では鬼門は東北方向、 の便所は東北の方角にあり、 さらに東へ向かい、 日本列島では西北に変化している。 移民を鬼とみなすことで、 日本列島にまで達したのである。 朝鮮半島では東方、 万鬼が東北の方角から出入りす 東に行く、 朝鮮半島の便所では、 万鬼の出入口に変化が生じて 同時に黥の刑徒が移動した 黥徒との関係はよ 西から来る、 この方向の変化 日本列島では 東ある ゆ

圃はこれを「火塘」、すなわち新石器時代の「囲炉」とみなした。少なからず「亜醜」という符号の青銅文字が出土しているが、朱芳明確な記載はないが、巫は恐らく火と関係があろう。殷商時代には鬼と関連しているのが巫である。巫の起源はいつごろであろうか。

字は この説は卓見である。(52) 国のことわざでは、 様に重要なことであり、 種の巫術の儀式を行うからである。 超人としての能力を持っている。 ば、 れは祭祀が途絶えることである。 れるまでは、 **らか。一つには火種を保存するためであり、** 舜の故郷である山東では、 火に焼かれても死なない、井戸に落ちても死なないなど、 「
舜」であり、 火種を保存することは人間の血統を保持することと同 すなわちまさにいろりで踊っている姿であり、 家が断絶することを「断了香火」と言うが、 『説文解字』の注釈による篆書 したがって相当に神聖なことであった。 舜に関する伝承は非常に巫に近い。 巫は何故、 東アジアでは、 二つには火に関する各 火と関係があるのだろ マッチが発明さ の 巫 例え 中 は の

確 生地である魯国の隣に位置した斉国にこのような習俗があることは 性が家を取りしきる中国の封建社会にあって、 年」の何休注もまた、「斉俗、 民今に至るまで以て俗と為す」と言っている。『公羊伝』「哀公六 とも呼ばれた。『漢書』 名づけて巫児と曰ひ、 て、 がないのかといえば、一族の祭祀を守るためで、そのため長女は巫 かに驚くべきことである。 春秋時代、 姑姉妹嫁がず。 山東には長女は嫁がないという習俗があった。 是に於て国中の民家長女嫁ぐこと得さしめず。 以て主祠と為す。 「地理志下」は、 『漢書』 婦人祭祀を守る」と述べている。 の記載では、 嫁ぐ者其の家に利ならず、 「始め桓公の兄襄公淫乱に 特に孔子の思想の発 この風習を斉襄 なぜ嫁 男

あさん」と呼ばれている。 は家の火を守ることである。 呼んでいる。 ある可能性が高い。 ないだろうか。これは、中国東部の新石器時代の母系社会の名残で 「泰山老母」の仕事は、 に至るまでずっと残っており、 公に始まると推論しているが、 切を包摂している。長女は祭祀を守るほかに、さらに重要な仕事 すなわち、 かつこの風習の名残は、 山東一帯の民間信仰ではおよそ人間社会の これは嫁いでいない長女の意味である。 したがって、 おそらくそれよりさらに古いのでは 「泰山老母」を民間では「姑姑」と 中国では竈の神は「おば 春秋戦国時代から今日

あるというべきである。 中国東北地方および朝鮮半島などの地のシャーマンが全て女性であ ら、『三国志』の卑弥呼に関する記載を見ると、 るという風俗であり、 に対し、 に瓜二つである。異なっているのは、斉の女性が家の祭祀を司るの 斉国の「長女嫁がず、巫児と名づけ、 卑弥呼が国家祭祀を司る点である。ここで連想されるのが 中国東部の原始鬼信仰・崇拝と密接な関係が 祭祀を守る」という習俗か 両者の関係はまさ

面

婦

と関係がある。 を守る遺風とは関係があり、 国中服せず、宗女の壱号を立てて、 している。 『三国志』は同時に、卑弥呼の死後、 この種の「女尊男卑」の習俗と、上に述べた長女が祭祀 例えば、 黥面について記載する最も古い歴史物語で また渡来人の女性に対する特別な渇望 初めて国中が復び安定したと記 男性を立てて国王としたが、

> は、 で、 神々はこのように性に飢えていたのであろうか。このことは別の側 明しているのではないであろうか。 足していたわけではないことが見てとれるが、ではなぜ伝説中の を確かめると、「其の俗、 の渇望の現実を反映するものではないだろうか。『三国志』でこれ の陰部を突いたとの伝説など、女性に不足していた男性たちの性 が少女に乗って便所に入った時、 がヤマタノオロチを退治したのも、 墨をしたのかというと、その目的は実は、 を生んで陰部を焼かれた話、 であった。そのほかに、 女たちの歓心を買うためであった。 ある『古事記』などに見られる久米の勇士は、 から、 古い時代の渡来人の姿である可能性が高い。 このような争うことしか知らず、 婦人淫ならず、妬嫉せず」という記述がある。 『古事記』の神々がその実、 伊邪那美命(いざなみのみこと)が火の神 国の大人皆四五婦あり、下戸或ひは二三 三輪の大物主神 赤土を塗った矢じりと化して少女 神と鬼とは厳密な区別はない 同様にその少女を妻とするため 須佐之男命(すさのおのみこと) 外来のものであったことを証 女のことしか考えない神々と ひたすら少女を求め、 (おおものぬしのかみ) なぜ各自目尻に入れ 当時、 女性が不 0 少

どの刑罰の記述がしばしば符合し、 土偶、 島に移住したという推測が可能であり、 辺境に流刑され、 特に黥面形式の土偶の様々な具体的な形式と中国古代の黥な さらに遠方に逃亡して移り住み、 これに加えて黥に関連する社会 かつ日本列島の縄文時代の 黥徒が日本列

という史実は基本的に確認できる。 風俗が残っていることなどから、刑徒たちが日本列島に渡って来た

歩進めて明確な解釈を行っている。「墨黥の人、亡逃して夷に向かに類するか」と言っている。賈公彦は疏文で、鄭玄の疑問を更に一「今東西の夷、或ひは墨黥を以て俗と為す、古の刑人亡逃する者世疑問を抱いていた人々がいる。例えば、『周礼』「秋官」の鄭玄注は、家間が文明の中核では刑罰であり、辺境の地では装飾の風俗とないが進めて明確な解釈を行っている。「墨黥の人、亡逃して夷に向いているのはなぜであろうか。この点については、秦漢時代に既に



図十 (福井県立博物館編集・発行『中国浙江省の文物展』による)

ると偽り、信用した辺境の民族はこれを学んで、よって入れ墨の風たちは辺境に逃げ、文明の中心地では人々はすべて入れ墨をしていと為し改めず、故に墨黥を俗と為すと云ふなり」。すなわち、刑徒ひ、詐りて中国の人皆墨黥を俗と為すと云ひ、夷人、亦た之を相襲

俗が辺境に広まったというのである。

達し、 り 列島における古代交通の未発達・交流の不活発さと関係があろう。 境の影響によって、 ようになり、 達されないからであり、 か。それは、主として古代は交通が未発達で、情報がスムーズに伝 徒たちにとっては、 またこのような環境は、 に山間部で発達したが、 るかもしれない。 辺境土着の人々は、 これは黥徒が中国東北地方および朝鮮半島、その後日本列島に 交通の往来が頻繁になると、 日本列島で黥面文身の習俗が広く行われた主たる原因でもあ その結果この種の陋習が一つずつ衰退していくのであ 海に隔てられていること、 当然ながら最も有利であった。 黥面の習俗は最初東北・関東地方に発生し、 なぜ刑余の逃亡者の虚言を信じたのであろう それゆえに文明の中心地に黥劓の陋習があ 自分の真の身分が露見することを恐れる刑 相当長い期間この習俗が続いたのは、 黥劓の習俗の真の姿が理解される および日本の地理的環 日本 特

- トで、その証拠としては新石器時代の抜歯があげられる。日本に第一のルートは直接山東半島から東北および北海道南端に達するル黥面の刑徒が、日本に渡来したルートの問題について考察したい。

うに、 作った。 意味のあることではないであろうか。第二のルートは、(タム) 至るものである。 東北地方に至るものである。その理由は、『三国志』に見られるよ から海を越え樺太に至ったのち、北海道に南下し、さらに南下して おける抜歯の起源は、まさに黥面土偶の起源と時間的に対応してお 伝説がある。 馬海峡を越えたのち、さらに北上して北陸および関東・東北地方に 達していた可能性は高い(図十)。第三のルートは朝鮮半島から対 しば船に乗り盗みをはたらくというもので、海を渡って日本列島に と化して飛び去ったのち、后妃と皇子たちは海辺まで追って、 かつその分布地域も大筋一致しており、この種の符合は極めて 黒竜江下流は刑徒・奴婢が住む地域であり、その風俗はしば 日本武尊(やまとたけるのみこと)の魂が八尋の白鳥 傍証の資料としては、『古事記』の海鳥に関する 黒竜江下流 歌を

「海処いけば 腰なづむ 大河原の 植ゑ草 海処は いさ

浜つ千鳥 浜よ行かず 磯伝ふとうたひたまひき。又飛びて其の磯に居る時、歌曰ひたまはく、

とうたひたまひき。」

それほど新しいものではないようである。磯浜に沿って前進するとが記録されたのは、後世のことであるかもしれないが、その起源はこれは、まさに漂流して海を渡った史実の反映である。その伝説

いうのは、日本海の海岸の様子を想起させる。

このほか、嫁入りの際に火を跨ぐ風俗の考証をした江守五夫によると、関東・東北地方で最も広く行われた特徴は、中国東北地方なり、最も古い移民が北方から日本に入ったということは、およそ当り、最も古い移民が北方から日本に入ったということは、およそ当然の理と考えられる。以上の三通りの渡来ルートは推測であり、文然の理と考えられる。以上の三通りの渡来ルートは推測であり、文学上の調査結果を入手できれば、さらに多くの実証資料が見つかるかもしれない。

6 黥と渡来文化

に発展し、繁栄を始めたのである。て、ついに質的な飛躍が発生した。縄文文化の輝かしい時代はここの場の原始文化は、一万年近くに及ぶ土器時代は縄文中期に至っ

の時期、すでに権力階級が発生していた可能性が高く、かつ集落住の時期、すでに権力階級が発生したことを反映している。このがこの時期増加したことを示しており、同時にまた、間接的なが口がこの時期増加したことを示しており、同時にまた、間接的ながよず、住居の変化があげられる。第一には、住居面積の拡大であまず、住居の変化があげられる。第一には、住居面積の拡大であ

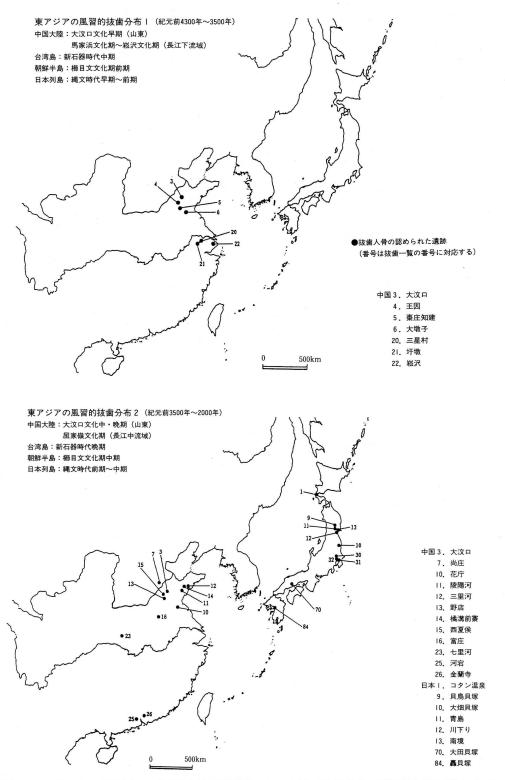
であっ 外敵が土着の人々であったなら、 資源がより豊富であるとはいえ、 奪であっ が出現したのかもしれない。 に長くなったことを示しており、 民の集合の場が屋外から屋内に移ったことは、 する呪詛と恐怖である。 が生じたのであろう。ここに反映されているのは、 あっただろう。 たのであろうか。 たため、 たのではなかろうか。 恐らく、侵入者が土着の人間と比較してさらに凶悪 大量の土偶が壊されて地下に埋められるという現象 外敵の侵入があったのではないだろうか。 山間部における脅威とは、 沿海部 明らかにこのような対応は不要で 何故大型の建築物を海辺に設置し あるいは集落の安全を脅かす要素 一帯は、 集合する時間がさら 山間部に比べて生活 集団的な敵に対 おそらく強

さらに火の使用が通常のこととなり、 生食の習俗を有しているからである。 然飲食の習慣を変えたのは、 生活習慣が一段と普及したであろうことを示している。 なく比較的古い時代の火の使用の習俗である。 第二には、 すなわち意識的に土製の火鉢や石囲炉で火種を保存したことは、 今日に至るまで日本および沿海の東夷民族は、 炉の変化である。 やはり外来民族の影響であろう。 屋外の炉と屋内の灰の痕跡は、 かつ食物に火を通して食べる 屋外から屋内 全て一貫して 縄文人が突 への移 なぜ 疑い

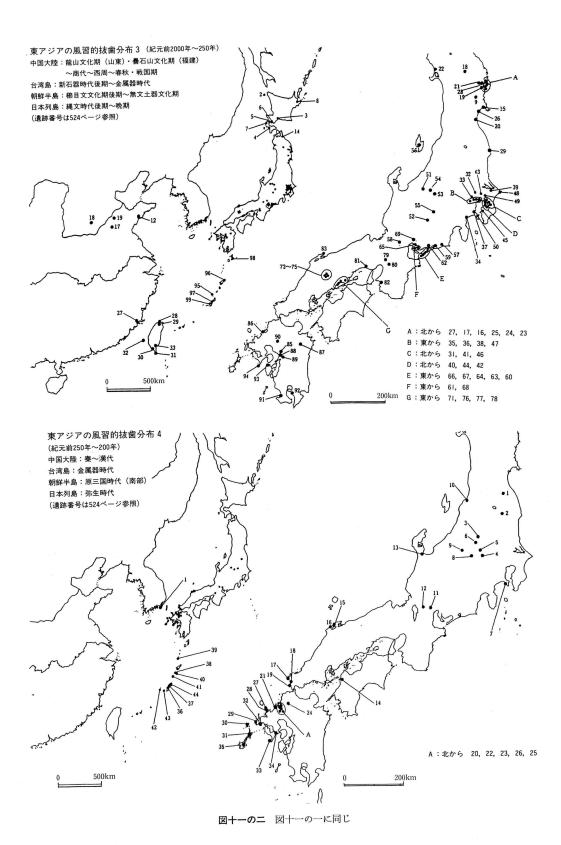
いる建築様式は、黄河流域と完全に同じであり、その影響を受けた第三には、住居の形式の変化である。住居の出入口が前に延びて

現象は、 中国の竜山文化の形式に近い。 同じであり、 中期以降の装飾紋様の鬼は多種多様で、 異なる民族の存在と関係しているとしか言えないのではない 暖になっていた。そうであるとすれば、 の変化なのであろうか。 を示している。 まり湿気の多い地面の上に居住するのには適応していなかったこと 可能性があるのではないだろうか。さらに、 全て簡素なものから複雑なものへと規則的に変化しているが、 また、 この時代の人々が既に地面に坐ることに慣れておらず、 土器にも変化が生じた。 かつ黒陶で精密に作った壺などの新しい様式の器は これは、 数値の上からは五千~四千年前の気候は温 気候の変動なのであろうか、 世界各地の土器の起源と発展は、 生活習俗の変化の要因は、 実に殷商の紋様と本質的 住居の地面に石を敷く あるいは民族 か。 縄文 あ

異なり、 器の中で重要なものであった。 特に、黄河下流地方では、 見た目を良くするだけである。 口文化から竜山・岳石文化に至るまで、 とも貯蔵することもできず、 いることが多く、 箕子が朝鮮半島に移住したことを記述した際に、 台付器 台付器は蒸したり煮たりすることができず、液体を盛るこ (豆形器) 春秋戦国時代には身分・文明のシンボルとなった。 の出現は、 とりわけ「豆」の使用が好まれた。 ただ可能であるのは上に食物を載せて 画期的な現象であった。 そのため、 ゆえに、 陶豆はそれぞれの時代の土 中国では供物を盛るのに用 後世の人々は殷商の遺民 いかにして豆を 壺形土器と



図十一の一 東アジアの風習としての抜歯分布(木下尚子「東アジアにおける風習的抜歯の基礎的研究(資料編)」による)



好んだ。黄河下流域における俎豆の重視は、礼の思想を東方で時代 ろ、 균 たので、 基本的に俎豆あるいは籩豆を使って飲食することが習慣になってい 用いて食事をする習慣を育んだのかということについて特に指摘し、 論できる。 現した台付器すなわち高坏は、 の要請として生み出し、周辺の地域に影響を与えた。日本列島に出 形式に相応して「豆」に変化が生じた可能性が高い。 化・民族・習俗を区別する基準になっていたのである。同時に、 ること・例外的なことと考えている。 かつ挹婁国の人が食事に籩豆を使用しないということを、 俎豆の礼を学ぶこと、 により飲食の方式が変化したのみならず、その土地の祭祀の 「豆」の類の器物を用いるか否かということが、すでに文 すなわち俎豆によって祭祀を行ら礼儀を 大陸文化と密接な関係があったと推 倭国を含む東夷部族は、全て 孔子は幼いこ 善からざ

れた。 文中期にかけての時代である(図十一)。竜山文化の時代に至ると、 発達してきた。年代的には、 半島一帯に移り、 江下流の馬家浜文化・松沢文化に至る地域に発生した。大汶口文化 東アジアでは抜歯の風俗は、 中晩期に至り、 第三には、 この時期、 抜歯と葬俗である。 長江下流では突然消失し、 山東地方の抜歯の風習は西南部から東北部の山東 日本の北海道と関東地方には、 最も古くは黄河下流の大汶口文化・長 この時期は縄文前期の中・後葉から縄 春成秀爾と木下尚子の研究の結果 福建省の閩江一帯に現 突然抜歯の風習が

> 的には全く同一のものであった。 下というように異なっていたが、 めて盛んであった。 していた。しかし、 黄河流域と長江中下流域では、 九州へ達し、 日本列島では北から南へ、 山東地方にはまだその風習が残存していたが、すでに勢いは失われ 文に見られるように、「歯」扁に旁として「辛」を付けた文字は しかも中国の商代には、 われたのかについては、病気除けと関係があるとする説、 であるとする説、 ある地域では上を抜歯し、 関東・東北地方では優勢を占めていた。 それぞれの地域の抜歯の方式は全く同じではな 当時日本列島では本州南端から九州一帯で、 種族のシンボルであるとする説など様々である。 抜歯は刑罰の一種として実施された。甲骨 また福建・台湾方面から沖縄を北上して 抜歯の風習はすでに跡形もなく衰退 ある地域では下を、 何のために、このような習俗が行 全体的な状況は大体同じで、 ある地域では上 秦漢時代には 黥面と同 実質 極

獐のように歯を抜かれた人もまた、 副葬することを好んだ。歯を抜かれた獐は、牙を抜かれた猪と同様 世の金文・篆書などでは、 に従順になり、 たことを暗示していないだろうか。 ている。このことは、 金属器の鑿で歯を削り除いたことを反映している可能性があり、 周知の通り、 人に脅威を与えるおそれがなくなる。そうであれば 動物は大きなものは虎や豹のような猛獣、小さなも 抜歯が本来黥面と同様に、 全て金属の武器で削り除いたことになっ 大汶口時代の人々は、 高慢不遜でありうるだろうか。 一種の懲罰であっ 獐の歯を 後

商周 真の目的をさらにはっきりした形で示している。 意があることを証明している。 符号は一種の仮面であり、 によく見られる、口が一つだけ、 呑み込む形をした青銅器については、 嚇するためであることは一目瞭然である。 である。 口を広げ歯を露出した表現形式は、大体において人を威嚇するため 出しにするのは、 は犬猫のような家畜にいたるまで、 の彫刻および紋様によく見られる しばしば誇張した顔・口をもって装飾とするのは、 自分が恐れている時か、 別の角度から歯を露出することに悪の含 あるいは頭が口一つになった文字 しばしば口を広げて歯をむき 口を開け歯を露出することの 「饕餮」などの、 このような口を開け人を 相手を威嚇する時である。 ある学者は、 眼をむいて 人を威 金文

能性が高い。 同様に、 時代の人々はしばしば獐の歯を副葬したが、 る。 も悪の意が同様にあると考えたからである。 その攻撃性・邪悪さを取り除く重要な手段である。 ゆえに、金文に見られる「歯」 とくに、 鑿で歯を削り除く様子を表しており、 永久的な印を残す方式として、一種の古い刑罰であった可 犬歯を抜き取るのは、 扁に旁として「辛」を付けた文字 動物の牙を抜き取るのと同様 明らかに懲罰と関係があ すなわち、 それは抜き取っ よって、 抜歯は黥と た歯に 大汶口

えば、舌をそぐ、舌を刺す、歯を抜くなどの方法によって、自由に口に対する懲罰は、時に眼に対する懲罰よりも意図的である。例

する、 には、 部分が古代から続いてきたものであるので、歯を抜き取るという現 歯を引き抜いたり、 くする、 食事を摂れなくする、 ある時点からそれ以前のことを考えると、その時点の習俗は大 口に対する刑罰と密接な関係があるはずである。 口の部分に罰を加えるために、 咀嚼を難しくする、 あるいは全く話す能力を奪い啞にするものなどである。 さらに最もよく見られる頬を打つなどに変化し 食事を楽しくないものにする、 飲み込むのを難しくする、 鋭利な道具で口を刺したり、 流暢に話せな 食事をまずく

代の上あごの左右の側歯を抜くという方式と、 のも本質的には異ならない。 のと同様に、 黥刑の方式が初犯が両眼、 くのか、二本の歯を一度に抜くのかなど、 我々は現在のところ、 を抜くという形式の間に全く関係がないとは言えないであろう。 と日本の抜歯は、 の門歯を抜くが、 の犬歯を抜く。 とする。 その抜歯の形式も上あごの歯、 時期的な側面から見ると、 北海道では片方の側歯を抜き、 歯を一本だけ抜くのであれば、 中部・西日本地方では上あごの犬歯とともに下あご 完全に同一であるという確証はないが、 その形式は竜山時代の三里河の抜歯に近い。 大汶口時代の人々の抜歯方法が、一本先に抜 再犯が両類、 中国大陸の抜歯は日本列島より早く、 側歯から犬歯への転化については、 中でも左右の側歯を抜き取るのを主 三犯がその下の横線である 東北地方では下あごの左右 知るよしもない。 一本抜くのも二本抜く 北海道の一 方の側 大汶口 眼

ことができたのである。
ことができたのである。
ことができたのであることから目の周囲の皮膚に入れ墨をすることへをつぶして盲にすることから、犬歯を抜くことで懲罰の目的が達が動物の牙に似ていることから、犬歯を抜くことで懲罰の目的が達がの転化と類似しており、犬歯の働きが側歯より劣り、かつ犬歯の形をつぶして盲にすることから目の周囲の皮膚に入れ墨をすることへ

0 その開始年代は明らかに黄河流域より遅く、これは黄河流域の葬俗 式が日本列島の住民に広く受け入れられたことが見てとれる。 ると、身分・地位の比較的高い人にも甕棺が使用され始め、この方 伝わり、 遺跡で発見されたものも幼児の棺であった。 はほとんど完全に同一であり、古くは縄文前期後葉に青森県の蟹沢 となったものである。日本で発見されているものと黄河流域の甕棺 産物である。これは、幼児の葬送から発展し成人の葬送となったも 影響ではなかろうか。 また墓葬の習俗について、 後世に至ってさらに変化して骨を入れ、骨灰を保存する容器 子供から成人に至る葬送まで遍く行われた。 東アジアにおける甕棺葬は黄河流域の 中期以降、 弥生時代に至 北から南に かつ

大建築があるだけではなく、大型の祭祀坑もあり、意識的に破壊しれ、集石遺跡の規模がますます大型化し、集落の広場にも集会用の上で実際には意味のない石棒・石剣・石冠などの器物が相次いで現第四には、宗教・信仰の変化である。縄文中期以降、生産・生活

けをするのに対し、

シャー

マンたちは神の力によって病を除去する

つらい、 よれば、 点は、 盟誓から秘密の呪詛に変化したことである。この習俗は、 今でもなお木・紙・面などを用いて人を呪う習俗があるが、これ 合 る。 を与える必要がある時は、必ず全ての構成員が集合し、罪状をあげ 民族の構成員が規則に違反し、 実際公衆の前で厄 である。中国東北地方や朝鮮半島などにおけるシャーマンの習俗は でも同様に伝わっている。 古い盟誓の様式が残存したものである。異なっているのは、 あるいはその人間の形をした人形に罰を与える。 する様式を見ると、 教意識が濃厚になり、 た大量の土偶を坑内に埋めるという様式は、 の儀式が誕生し、 「盟誓」の際の呪詛の結果であるかもしれない。滋賀秀三の考証に 土偶の小型化、 もし、 他の物品をもってこれに換え、鶏を殺し、牛を捌き、犬を屠り、 盟誓ではその場にいる人々に参加するように呼びかけて厄除 刑罰の程度について議論し、こぞってこれを盟するのであ 中国の最も古い刑罰は「盟誓」に起源を有する。 該当者がその場にいれば当然厳罰は逃れない。 懸垂式土偶の大型化の進展、 最終的には巫の出現、 (病気) を除く一種の儀式である。 異なっている これはあるいは中国大陸で極めて広く行われた 宗教活動が活発になったことを示している。 盟誓から次第に規範化し、そこから種 あるいは他の民族集団に打撃・報復 原始宗教の誕生に至った 疑いなくこの時期に宗 土偶を破壊して集葬 中国の民間には、 もし同じ 日本列島 いない場 公開 0 は

ある。 ことであり、 方法は異なるが目的は同一であり、起源も同一なので

て悪を治め、 鋭 期以来徐々に盛んとなった。 悪霊に対する恐怖と崇拝は、 熊や狼の牙の飾り、 あるいは凶悪な動物で実用土器を装飾すれば、必ず悪を以 護身・魔除けになると信じていたのではないだろうか。 および蛇形・蛇紋の装飾土器などが、 縄文人はもしかすると、 醜悪な顔の土偶に限られるものでは 凶悪な動物の 中

7 結 語

特に亡命としての性格を濃厚に有している。逃亡生活のため、外界 ずである。 沿海 黥徒らが将来した文化には色濃く北方黄河流域の特徴を備えており、 入ルートは北から東へ、あるいは朝鮮半島から海を渡って西日本の 可能性が高い。 響とかなり大きな関連性があることが判明した。中国の黥・劓など を崇敬し、自らの装飾として取り入れ、ついにこれが習俗となった 活様式が異なることから、 の刑徒が日本列島に逃亡してのち、 縄文中期以来発生した入れ墨の風俗が、実は中国大陸の文化の影 中日 带、 || || || || || 稲作農耕を主たる特徴とする弥生系の渡来人と異なり、 あるいは樺太から南下して津軽海峡の両岸に集中したは の黥面の刑罰と入れ墨文物に関する考察を通じて、 中国の流刑地域の特徴から、黥徒の日本列島 在地の住民は不可思議なものとしてこれ 自らの姿と列島土着の住民の生 こへの進 日本

> これは、 ない。 終的に東西日本の文化・習俗などにかなり大きな差異を生み出した。 東日本地方の縄文文化が続いた時期が西日本地方に比べて長く、 素を意識的に学習し導入するということは少なかった。このことが、 化の要素を除いては、縄文時代晩期に大陸のさらに進んだ文明の要 たちが渡来してから永い年月が経過し、 との過度の接触はあえて持たず、閉鎖的な文化と心情のため、 黥徒の文化が日本列島に残した負の遺産と言えるかもしれ 記憶がわずかに残る黄河文 黥徒

たします。 下尚子、春成秀爾の各氏より引用いたしました。ここに深く感謝 たことを深く感謝します。 本論文の作成にあたっては、千田稔先生の他、 竹下弘美、佐々木甫、 王克非、 論文中の挿絵については、 渡辺昌宏の各先生の御協力を得 岡部孝道、 設楽博己、 竹中 木

康

注

- 1 和佐野喜久生編集・発行 一九九五年 『東アジアの稲作起源と古代稲作文
- 3 $\widehat{\underline{2}}$ 立歴史民俗博物館研究報告』 高山純『縄文人の入墨』講談社、一九六九年。 戸沢充則編『縄文時代研究事典』 第 37 集 「土偶とその情報」、一九九二年。 東京堂出版、 一九九四年、

- (4)『漢書』地理志下には、「(越人)文身断髪するは、以て蛟竜の害 を避く」とあり、その応劭注には「(越人) 常に水中に在り、故に其 竜文を像する」とある。 像ると曰ふなり」とする。『淮南子』泰族篇の許慎注には、 竜の状を為すは、水に入るを以て、蛟竜害せざるなり。故に鱗虫を その高誘注は、「文身、画を其の内に刻み、墨を其の中に内れる。 はざるなり」という。『淮南子』原道篇には、「九疑の南、 の髪を断つ。其の身を文るに、竜子を像るを以てす。故に傷害に見 とある。『後漢書』西南夷伝には、「(哀牢) 種人皆画を其の身に刻み、 然として章を成し、以て竜子を像るは、将に水神を避くるべきなり」 に屛け以て居と為して、蛟竜又我と争ふ。是を以て剪髪文身し、爛 を以て皮を刺し竜文と為すは、尊栄を為す所以なり」とある。『説 して水事衆し。是に民人断髪文身を賛へ、以て鱗虫を像る」とあり、 奉使篇には、 諸発曰く「彼の越(中略)海垂の際に処し、 陸事寡く 「越人筬
- $\overbrace{5}$ 杜佑『通典』巻尚、 刑法一、 刑制上、 中華書局、 一九八八年。
- $\widehat{6}$ 前掲注(5)書。
- 7 沈従文・王抒『中国古代の服飾研究(増補版)』京都書院、 一九
- 8 学論叢〉科学出版社、一九九五年)。 九年、欒豊実『東夷考古』山東大学出版社、 「山東史前考古的几個新課題」(『考古学季刊』甲種第22号 田昌五·石興邦主編『中国原始文化論集』文物出版社、 一九九六年、 〈中国考古 一九八 高広仁
- 許成 衛忠『賀蘭山岩画』文物出版社、一九九三年。 李肖氷『中国西域民俗服飾研究』新疆人民出版社、一九八五年。

- 12 11 『商子』境内(台湾商務印書館影印『四部叢刊』읞)。 康殷『古文字形発微』文物出版社、一九九三年。
- 13 秦始皇本紀第六、汲古書院、一九九六年。 『史記 2 (古典研究会叢書・漢籍之部 第二期、 18)』巻六、
- <u>14</u> 段成式『酉陽雑俎』中華書局、 一九八一年。
- 15 杜佑『通典』巻14、 刑法二、中華書局、 一九八八年
- $\widehat{16}$ 『中国大百科全書・法学』中国大百科全書出版社、一九八四年。
- 17 前掲注 (5) 書。
- 18 前揭注 11 書。

19

前揭注

7

書。

- $\widehat{20}$ 前掲注 14 書。
- $\widehat{21}$ 前揭注 $\widehat{16}$ 書。
- $\widehat{22}$ 前掲注 11 書
- $\widehat{23}$ 『漢書』 刑法志(『台湾商務印書館影印本二十四史』、一九六六
- 年)。 前揭注

 $\widehat{24}$

11

書

- 25 前掲注 14 書。
- $\widehat{26}$ 刻人面土器とその周辺」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第25集 『季刊考古学』第30号(特集「縄文土偶の世界」)、設楽博己「線

九九〇年)、「剳青史の研究」(江馬務著作集第四巻『装身と化粧

- 中央公論社、 一九八八年)。
- 27 『日本大百科全書・2』小学館、 水野祐 『評訳魏志倭人伝』雄山閣出版、一九九三年、 一九八五年。 相賀徹夫
- $\widehat{28}$ 『儀礼』(台湾商務印書館影印『四部叢刊』⑽)にみられる「士

館)。

俗を残している。 俗を残している。 「有玄酒」が記載されている。「士冠礼」には「玄酒、新水也。」とあ 「有玄酒」が記載されている。「士冠礼」には「玄酒、新水也。」とあ のが、これはすなわち日本の「若水」であろう。高崇文「楚器使用 のが、これはすなわち日本の「若水」であろう。高崇文「楚器使用 のが、これはすなわち日本の「若水」である。高崇文「楚器使用 のが、これはすなわち日本の「若水」である。高崇文「楚器使用 のが、これはすなわち日本の「若水」である。 のが、これはすなわち日本の「若水」である。 のが、これはすなわち日本の「若水」である。 のが、これはすなわち日本の「若水」である。 のであれ、すべて「尊両壺」

- 手。(3)『中国地方誌民俗資料匯編・東北巻』書目文献出版社、一九八九
- (30) 『周礼』礼官・司刑(台湾商務印書館影印『四部叢刊』⑪)。
- て人之を恥づ」とある。 し上刑は赭衣不純、中刑は雑履、下刑は墨蒙にて、州里に居すを以31)『尚書』大伝には、「古の刑を用ひるは、像を画きて犯さず。蓋
- (32) 前掲注(16)書。
- (下)』書目文献出版社、一九九一年)には、「巫は朱墨を以て面を塗(3) 貴州省『畢節県誌稿』(『中国地方誌民俗資料匯編・西南巻
- とある。り、霊官を像る。雷部各神、戸に沿ひて捜捕し、以て瘟疫を祓ふ」り、霊官を像る。雷部各神、戸に沿ひて捜捕し、以て瘟疫を祓ふ」
- 九六六年)。(34)『史記』巻46、田敬完世家(『台湾商務印書館影印二十四史』、一
- (35) 前掲注(13) 書。
- 一九六六年)。(36)『史記』巻86、商君列伝第八(『台湾商務印書館影印二十四史』、
- (37)『前漢書』巻四、文帝紀第四(『影印四庫全書』台湾商務印書

- 篇(台湾商務印書館影印『四部叢刊』⑫)。 可校注『山海経校注』上海古籍出版社、一九八〇年)。『論衡』訂鬼(38)『山海経』海外北経には、「鬼国弐負の尸北に在り」とある(袁
- 陳鈞『中国神話新編』漓江出版社、一九九三年。
- 『禹貢』(『叢書集成続編23・史地類』)新文豊出版公司

 $\widehat{40}$ $\widehat{39}$

- 文解字』(台湾商務印書館影印『四部叢刊』⑭)。(41)『礼記』祭義(台湾商務印書館影印『四部叢刊』⑪)、許慎『説
- 文物出版社、一九八九年)。 (42) 楊錫璋「殷人尊東北方位」(『慶祝蘇秉埼考古五十五年論文集
- (4) 『朝鮮史略・巻之一』(『四部叢刊広編』台湾商務印書館:
- 化論文集』文物出版社、一九八九年)。(4) 高広仁「大汶口文化的葬俗」(田昌五・石興邦主編『中国原始文
- (45) 前掲注(38) 『山海経』。
- (46) 徐華龍『中国鬼文化』上海文芸出版社、一九九一年。
- 成るなり」、『呂氏春秋』有始には、「北方寒風と曰く」とある。「北方風の名、卜辞役に作る」とする。『説文解字』には、「役、辺を(47) 馮時「殷卜辞四方風研究」(『考古学報』一九九四年第2期)は、
- センター共同研究(千田班)第8回研究会資料)、一九九七年。(48) 黄暁芬『古代中国の墓制とその変遷』附図(国際日本文化研究
- (4) 泉靖一『住まいの原型』鹿島研究所出版会、一九七一年。
- (5) 萩原秀三郎・崔仁鶴『韓国の民俗』第一法規出版、一九七四年。
- (51) 前掲注(49) 書。
- (52) 朱芳圃『殷周文字釈叢』中華書局、一九六二年。
- (5) 袁珂『中国古代神話』中華書局、一九六〇年。

- $\widehat{54}$ 編)」(『先史学·考古学論究II 熊本大学文学部考古学研究室創設25 木下尚子「東アジアにおける風習的抜歯の基礎的研究 (資料
- (55) 荻原浅男校注・訳『古事記(完訳日本の古典 九八三年 1)』小学館、一

周年記念論文集』)、一九九七年。

- <u>56</u> プロ、一九九六年)。 江守五夫「家族慣習の角度から」(『北方文化と日本列島』クバ
- 前掲注(8)書。
- 58 史論著選訳』中華書局、一九九三年 滋賀秀三「中国上古刑罰考—以盟誓為桟索」『日本学者研究中国

参考文献

- 日本考古学協会編『日本考古学辞典』東京堂出版、一九六二年。
- 2 『岩波講座日本考古学』第4巻「集落と祭祀」、岩波書店、一九八
- 3 九九六年。 宮本長二郎 『日本原始古代の住居建築』中央公論美術出版社、一
- 出版、一九八八年。 『日本民族・文化の生成』Ⅰ(永井昌文教授退官記念論文集) 六興
- 5 九八七年。 金関恕・佐原眞『弥生文化の研究8 祭と墓と装い』雄山閣、一
- 小林達雄編 『日本原始美術大系1 縄文土器』講談社、一九七七
- 7 小林達雄・小川忠博編『縄文土器大観』小学館、一九八九年。

- 8 社、一九七七年。 永峰光一・水野正好編『日本原始美術大系3 土偶・埴輪』 講談
- 9 人類遺跡』東京大学出版会、一九九二年。 日本第四紀学会・小野昭・春成秀爾・小田静夫編『図解・日 本の
- 10 古代文明を探る・歴史と水の流れ』クバプロ、一九九五年。 第9回「大学と科学」公開シンポジウム組織委員会編『アジアの
- 11 第10回「大学と科学」公開シンポジウム組織委員会編『北方文化
- 12 と日本列島』クバプロ、一九九六年。 森浩一『図説日本の古代1―海を渡った人々―』中央公論社、一
- 九八九年。
- 13 斎藤忠『東アジア葬・墓制の研究』第一書房、一九八七年。
- 15 金廷鶴編『韓国の考古学』河出書房新社、一九七二年。

14

『日本歴史地図

原始・古代編上』柏書房、一九八二年。

- 16 小田富士雄・韓炳三編『日韓交渉の考古学』六興出版、一九九一
- 17 林麗娥『先秦斉学考』台湾商務印書館、一九九二年。
- 周作人訳『古事記』国際文化出版公司、 一九九〇年。

18

- 19 袁珂校注『山海経校注』上海古籍出版社、一九八〇年。
- 20 山東省地方史誌編纂委員会編『山東省誌・民俗誌』山東人民出版
- 社、 一九九六年。
- 22 21 張光直『中国青銅時代』聯経出版事業公司、一九九四年 艾蘭·江濤訳『亀之謎―商代神話·祭祀·芸術和宇宙観研究』四
- 川人民出版社、一九九二年。
- 23 馬昌儀編『中国神話学文論選萃』中国広播電視出版社、一九九四

蘇秉埼主編『考古学文化論集(四)』文物出版社、一九九七年。
三八二章 の主編『中国各民族原始宗教資料集成・考古巻』中国社会科学出版社、一九九六年。
三八二章 の主編『君古学文化論集(四)』文物出版社、一九九七年。

27 26 25 24